

北区サッカー協会 シニア委員会 ユニフォーム規程

平成28年11月委員会決定
平成29年4月施行及び適用

第1条[目的]

本規程は、北区サッカー協会(以下「当協会」という)の加盟登録団体(以下「チーム」という)のユニフォームに関する規定について定める。

第2条[ユニフォーム]

本規程においてユニフォームとは以下のとおり定義する。

- | | | |
|--|---|-------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. シャツ2. ショーツ3. ストッキング4. GKキャップ5. GKグローブ | } | 3点を総称してユニフォームという。 |
|--|---|-------------------|

第3条[着用義務]

シニアリーグ公式試合において、シニア委員会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第4条[ユニフォームの形状と色彩]

1. シャツ
デザイン:同じデザインとする。形状:同じ形状とする。色彩:同色とする。
選手番号:背面に表示する。胸に選手番号を表示することは任意(有無は問わない。)
註1 製造メーカー及びメーカーマークの有無は問わない。
註2 同色であれば布地の折柄は問わない。
註3 襟の有無、ラインの有無の混在は認めない。
註4 当該試合に出場する選手のシャツを別な選手が着用して試合出場することは認めない。(シャツの使廻しを禁止する)
但し、GKが負傷退場し代替えのGKシャツが無い場合はこれを適用しない。
註5 シャツの色彩トーン(色相、彩度、明度等)の相違は当該主審の判断で決定するものとし、試合管理者はこれに従わなければならない。
2. ショーツ
(パンツ)
デザイン:同じデザインとする。形状:同じ形状とする。色彩:同色とする。
選手番号:任意(有無は問わない。)
註6 製造メーカー及びメーカーマークの有無は問わない。
註7 ラインの有無は問わない。
3. ストッキング
デザイン:同じデザインとする。形状:同じ形状とする。色彩:同色とする。
選手番号:任意(有無は問わない。)
註8 製造メーカー及びメーカーマークの有無は問わない。
註9 ラインの有無は問わない。
4. シャツには背面に選手番号を表示しなければならない。
註10 同じ選手番号、番号なしは出場を認めない。
5. 選手番号は印刷、貼付け、書込みし確実に付着させなければならない。
註11 選手番号を両面テープやガムテープ等で簡易に貼付けることは認めない。

第5条[ユニフォームの表示の禁止]

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージイメージ又は広告等を表示してはならない。(メーカーマーク等の表示は除く)

第6条[ユニフォームの選択権]

ホーム、アウェイいずれのチームにもユニフォーム選択優先権はない。
註12 ユニフォームの最終決定は当該試合の担当主審が行う。

第7条[2組のユニフォーム持参と罰則]

1. 当該チームは明確に形状色彩の異なるユニフォーム2組を持参しなければならない。
2. 両チームが1組のユニフォームしか持参せず、ユニフォームの色が同色、同系色、あるいは誤認させる色のユニフォームの場合は、主審は試合を行わないものとする。
3. 前1項、2項両方に該当したチームには何らかの罰則を科すものとする。
註13 対戦チームは事前に試合に使用するユニフォームの色彩等を確認するよう努めなければならない。
註14 1組のユニフォームしか持参しないチームには何らかの罰則を科すものとする。
但し、ユニフォームの色が同色、同系色、あるいは誤認させる色のユニフォームではない場合は罰則を適用しない。